

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	韮崎市	神山町	鍋山	地区名	白沢南沢(しらすあみなみさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景 本計画箇所は、韮崎市神山町 鍋山地区に流入する一級河川白沢川の上流に位置している。近年の集中豪雨により溪岸浸食や山腹崩壊の拡大により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ○				
					・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当				
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ○				
□主要目標					・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備				
○土石流被害の防止 保全対象 人家87戸 県道589m 市道700m 農道1,516m 土砂整備率 (現況)67<70% ※ 災害実績 有 (平成27年9月18日台風18号) ※ 重要公共施設 有 (避難場所 鍋山チビッコ広場) ※ (第二次緊急輸送道路 県道12号韮崎南アルプス中央線) ※					③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 4.91 > 1.0 ・便益(B) = 864 百万円 ・費用(C) = 176 百万円				
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性 ○				
					・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。 なお、砂防ダムの計画はない				
□副次効果					⑤整備手法の有効性 ○				
○飲雑用水の安定供給(鍋山地区の農業用水) ○第二次緊急輸送道路(県道12号韮崎南アルプス中央線)					・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効				
					⑥環境負荷への配慮 ○				
					・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。				
					⑦事業計画の熟度 ○				
					・地元韮崎市より強い要望有り				
					<妥当性評価>				
					・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断				
(2)整備内容と整備量					(4)事業間優先度評価				
①整備内容 嵩上工2基 山腹工A=0.45ha					・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: SI				
②整備期間 平成30年~平成33年					(5)総合評価				
③総事業費 195百万円(国費 88百万円(1/2) 県費 107百万円(1/2))					○				
④全体計画					・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施				
H30 嵩上工1基 40百万円					【事業位置図等】 				
H31 嵩上工1基 45百万円									
H32 山腹工A=0.25ha 60百万円									
H33 山腹工A=0.20ha 50百万円									
⑤既整備内容・期間・事業費									
昭和62年~平成5年 谷止工9基 床固工1基 山腹工0.03ha 180百万円									